



島根県報

平成25年4月5日（金）

第2,484号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー事業化促進事業 補助金の交付の対象等を定める告示	（地 域 政 策 課）	2
介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障 がい 福 祉 課）	3
平成24年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	（食 料 安 全 推 進 課）	3
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	3
保安林の指定施業要件の変更	（ " ）	4
保安林の指定	（ " ）	4
保安林の指定の解除	（ " ）	5
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	5
都市計画変更の図書の縦覧（2件）	（都 市 計 画 課）	9
都市計画事業の認可	（下 水 道 推 進 課）	10
都市計画事業変更の認可（2件）	（ " ）	11

【公 告】

肥料の登録	（食 料 安 全 推 進 課）	11
平成25年度島根県狩猟免許試験の実施	（森 林 整 備 課）	11
狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催	（ " ）	14
都市計画の変更案の縦覧	（都 市 計 画 課）	15

【特定調達公告】

地方税電子申告ASPサービス業務に係る一般競争入札の落札者等	（税 務 課）	16
--------------------------------	---------	----

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		16
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		18
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		19
政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体		20
政治資金規正法の規定による指定の取消しの届出のあった資金管理団体		20

【正 誤】

平成25年3月29日付け島根県報号外第48号中	（森 林 整 備 課）	21
-------------------------	-------------	----

告 示

島根県告示第242号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県再生可能エネルギー事業化促進事業補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

平成25年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県再生可能エネルギー事業化促進事業補助金

2 交付の目的

県内において再生可能エネルギーを利用した発電や熱供給事業を計画する事業者が実施する事業可能性調査に対して補助を行うことにより、再生可能エネルギーの導入促進を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる事業、補助対象者、補助対象経費、交付の率及び交付の限度額

交付の対象となる事業	補助対象者	補助対象経費	交付の率	交付の限度額
(1) 水力発電事業（出力1,000キロワット以下のものに限る。）	次に掲げる要件を全て満たす県内の市町村、法人及びその他の団体（個人事業者は除く。） (1) 再生可能エネルギーの具体的な事業計画を有していること。 (2) 発電事業の候補地が島根県内であること。	(1) 機器・設備費	補助対象経費の2分の1以内	1件につき、5,000千円以内
(2) 温泉（地熱）発電事業（バイナリーサイクル発電方式に限る。）		(2) 委託費		
(3) 温泉熱（地熱）利用事業		(3) その他協議により認められた経費		
(4) バイオマス発電事業				
(5) バイオマス熱利用事業				
(6) 風力発電事業				

備考

- バイオマス発電事業及びバイオマス熱利用事業は、動植物に由来する有機物であって、エネルギー源として利用できるものであること。
- 交付の対象となる事業には、既設発電所の出力を増加する事業を含む。

島根県告示第243号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

平成25年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人やすぎ福祉会	介護予防通所介護	ソレイユデイサービスセンターあらしま	安来市荒島町1734番地	平成25年4月1日
社会福祉法人やすぎ福祉会	介護予防短期入所	ソレイユショートステイ	安来市荒島町1734番地	平成25年4月1日

社会	生活介護	あらしま		
----	------	------	--	--

島根県告示第244号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成25年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
百留 亮治	消化器外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成25年3月27日

島根県告示第245号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成24年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成25年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11369910252	公福寿（2011子島黒1112859）	肉用牛 黒毛和種	1級

島根県告示第246号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
浜田市横山町747
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第247号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
大田市仁摩町天河内字飯田746-10、746-11
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第248号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。
昭和59年10月3日農林水産省告示第2025号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第249号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
安来市早田町字家ノ上312
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第250号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
益田市美都町板井川1601-3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第251号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1(1) 区域の名称
赤江八幡宮北
- (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次に結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
安来市赤江町字古城山1788番2	1号
安来市赤江町字武嶺1776番4	2号
〃 1776番2	3号
〃 1776番1	4号
安来市赤江町字古城山1788番10	5号及び6号
〃 1788番2	7号

- 2(1) 区域の名称
大井上D
- (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次に結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線により囲ま

れた区域

所在及び地番	標柱番号
出雲市斐川町学頭字大井1360番9	1号
〃 3514番1	2号
〃 3518番	3号
〃 1382番6	4号及び5号
〃 3529番2	6号
〃 3529番3	7号
〃 3530番1	8号
〃 1360番1	9号から12号まで
〃 1360番9	13号

3(1) 区域の名称

赤江八幡宮

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次に結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線により囲ま

れた区域

所在及び地番	標柱番号
安来市赤江町字武嶺1672番2	1号及び2号
〃 1672番1	3号
〃 1661番	4号
〃 1663番2	5号
〃 1665番1	6号

4(1) 区域の名称

矢田

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次に結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線により囲ま

れた区域

所在及び地番	標柱番号
安来市矢田町字蓮花原598番	1号
〃 596番	2号
〃 593番	3号及び4号
〃 369番	5号及び6号
〃 369番1	7号及び8号
〃 598番	9号

5(1) 区域の名称

赤江

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次に結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線により囲ま

れた区域

所在及び地番	標柱番号
安来市赤江町字武嶺1672番2	1号から7号まで
〃 1777番	8号及び9号

〃	1697番1	10号
〃	1695番	11号

6(1) 区域の名称

夢ヶ丘2

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次に結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
松江市西川津町字金先3365番100	1号
〃 3365番80	2号
〃 3365番112	3号
松江市西持田町字福1466番3	4号
〃 27番1	5号
松江市西川津町字福山810番	6号
松江市西川津町字金先3365番6	7号
〃 3365番4	8号
〃 3365番129	9号
〃 3365番102	10号
〃 3365番100	11号

7(1) 区域の名称

宮下

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次に結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
安来市広瀬町宇波1877番1	1号から6号まで
〃 482番2	7号から9号まで
〃 482番21	10号

8(1) 区域の名称

港町A

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次に結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
浜田市港町12番1	1号
〃 2番1	2号から7号まで
〃 12番1	8号

9(1) 区域の名称

西案内(追加)

(2) 土地の表示

昭和61年島根県告示第408号で指定した標柱15号から標柱17号を結んだ線、標柱15号と次に掲げる地番の土地に存する標柱21号を結んだ線、標柱21号から標柱29号までを順次に結んだ線及び標柱29号と標柱17号を結んだ線により囲

まれた区域

所在及び地番	標柱番号
雲南市木次町西日登642番6	15号
〃 2568番	16号
〃 2564番2	17号
〃 642番5	21号
〃 642番1	22号
〃 647番	23号
〃 640番	24号及び25号
〃 644番3	26号
〃 645番1	27号
〃 648番	28号
〃 2568番	29号

10(1) 区域の名称

狩山

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から60号までを順次に結んだ線及び標柱1号と60号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
雲南市大東町下佐世1509番	1号及び2号
〃 765番	3号
〃 1507番1	4号から7号まで
〃 1507番2	8号
〃 1506番	9号
〃 1503番3	10号及び11号
〃 817番4	12号
〃 1502番1	13号
〃 1501番1	14号から22号まで
〃 829番1	23号
〃 827番3	24号
〃 817番4	25号及び26号
〃 1503番2	27号及び28号
〃 816番	29号
〃 1503番2	30号から32号まで
〃 784番1	33号から38号まで
〃 783番1 地先道路敷	39号
〃 783番1	40号及び41号
〃 783番7	42号及び43号
〃 783番1	44号
〃 783番5	45号及び46号
〃 783番4	47号
〃 783番6	48号

〃	783番6地先道路敷	49号及び50号
〃	773番1	51号
〃	1909番	52号
〃	770番	53号
〃	769番1	54号
〃	768番3	55号
〃	768番1	56号
〃	764番	57号から59号まで
〃	768番1	60号

島根県告示第252号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路

2 都市計画を変更する土地の区域

松江市上乃木三丁目から九丁目まで、大庭町、古志原一丁目から六丁目、雑賀町、幸町、栄町、袖師町、竪町、田和山町、竹矢町、津田町、西津田一丁目から七丁目まで及び十丁目、西嫁島一丁目から三丁目まで、乃木福富町、乃白町、浜乃木町、浜乃木一丁目から七丁目まで、東津田町、馬潟町、矢田町、山代町、八幡町、横浜町、嫁島町、東出雲町出雲郷、東出雲町今宮、東出雲町揖屋及び東出雲町下意東

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第253号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

益田都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

益田市元町、須子町、高津二丁目、駅前町、常盤町、栄町、東町、有明町、赤城町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第254号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項により、都市計画事業の認可をしたので、同法62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称
雲南広域連合
- 2 都市計画事業の種類及び名称
雲南都市計画下水道事業
雲南広域連合公共下水道
- 3 事業施行期間
平成25年4月5日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
島根県雲南市木次町里方地内
 - (2) 使用の部分
なし

島根県告示第255号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称
松江市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）下水道事業
松江市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和48年3月16日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和51年島根県告示第749号、昭和52年島根県告示第609号、昭和52年島根県告示第793号、昭和54年島根県告示第115号、昭和55年島根県告示第552号、昭和56年島根県告示第231号、昭和56年島根県告示第882号、昭和57年島根県告示第649号、昭和58年島根県告示第311号、昭和61年島根県告示第929号、昭和62年島根県告示第277号、平成元年島根県告示第504号、平成元年島根県告示第830号、平成3年島根県告示第1019号、平成4年島根県告示第483号、平成4年島根県告示第771号、平成7年島根県告示第869号、平成11年島根県告示第155号、平成11年島根県告示第236号、平成12年島根県告示第381号、平成12年島根県告示第691号、平成14年島根県告示第260号、平成15年島根県告示第368号、平成15年島根県告示第426号、平成15年島根県告示第471号、平成19年島根県告示第39号、平成21年島根県告示

第150号及び平成23年島根県告示第564号の事業地のうち松江市東出雲町錦浜、今宮、春日地内において事業地を変更する。

島根県告示第256号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

雲南市

2 都市計画事業の種類及び名称

雲南都市計画下水道事業

雲南市公共下水道

3 事業施行期間

平成5年1月26日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成2年島根県告示第990号、平成5年島根県告示第83号、平成8年島根県告示第717号、平成10年島根県告示第704号、平成14年島根県告示第521号、平成16年島根県告示第689号、平成18年島根県告示第1035号、平成21年島根県告示第237号、平成23年島根県告示第245号の事業地のうち、雲南市木次町里方地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成25年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他 の規格	生産業者の氏名又は名称及 び住所	登録有効 期限
平成25年3 月13日	島肥登第 408号	混合有機質 肥料	ペレット型 ミネラル海 藻	窒素全量 4.0 りん酸全量 1.0 加里全量 4.0	公定規 格のと おり	新和産業株式会社 鳥取県境港市124-1	平成28年 3月12日

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第51条第1項の規定により、平成25年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

平成25年4月5日

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護管理	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護管理及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
網猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 指定する法定猟具の1つを架設すること。 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	<ol style="list-style-type: none"> わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 指定する法定猟具の1つを架設すること。 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 距離の目測を行うこと。 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 距離の目測を行うこと。 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	試験を実施する免許の種類	所在地及び会場名	対象区域
6月23日(日)	午前9時～	網猟、わな猟、 第1種銃猟、第2種銃猟	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域
6月30日(日)	午前9時～	わな猟、 第1種銃猟、第2種銃猟	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
7月3日(水)	午前9時30分～	わな猟、 第1種銃猟、第2種銃猟	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	県内全域
7月7日(日)	午前9時～	わな猟、 第1種銃猟、第2種銃猟	邑智郡川本町大字川本279 川本合同庁舎	県内全域
7月14日(日)	午前9時～	わな猟、 第1種銃猟、第2種銃猟	雲南市木次町里方55 雲南市木次経済文化会館 チェリヴァホール	県内全域
7月28日(日)	午前9時～	わな猟、 第1種銃猟、第2種銃猟	益田市元町11番26号 益田市市民学習センター	県内全域
8月4日(日)	午前9時～	網猟、わな猟、 第1種銃猟、第2種銃猟	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	2,900円
	(2) (1)以外の免許	3,900円
2 1以外の者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	3,900円
	(2) (1)以外の免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書きし、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室
(電話0852-22-5160)

6 その他

(1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。

(2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、東部農林振興センター林業振興課、東部農林

振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課にすること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第59条において準用する施行規則第51条第2項の規定により公告する。

平成25年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

2 講習科目及び時間

科 目	時 間
鳥獣保護及び狩猟等関係法令に関する事項	3時間以上
鳥獣の保護管理に関する事項	
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

3 適正検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
6月5日（水）	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市
6月6日（木）	午前9時～	鹿足郡津和野町日原22-1 日原山村開発センター	鹿足郡
6月11日（火）	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市
7月3日（水）	午後1時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市
7月3日（水）	午前9時～	大田市大田町大田口1111 大田市役所	大田市
7月4日（木）	午後1時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	奥出雲町、飯南町
7月4日（木）	午前9時～	邑智郡川本町大字川本279 川本合同庁舎	川本町、美郷町
7月5日（金）	午後1時30分～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	江津市、 浜田市金城町、三隅町
7月5日（金）	午前9時～	邑智郡川本町大字川本279	邑南町

		川本合同庁舎	
7月7日(日)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市旭町、弥栄町
7月10日(水)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市
7月10日(水)	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市
7月17日(水)	午前9時30分～	隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	隠岐郡
7月24日(水)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市
9月2日(月)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許更新申請方法等

(1) 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)1枚を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,800円(当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。)

(3) 狩猟免許更新申請書提出期限

東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課に備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書し、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

(4) 申請書の提出先

住所地为管轄する東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課に申請すること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成25年4月5日

- 1 都市計画の種類
江津都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
江津市江津町及び嘉久志町
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課、江津市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成25年4月5日から同月19日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成25年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 件名
地方税電子申告ASPサービス業務
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成25年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社TKC 代表取締役 角 一幸
栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
- 5 落札金額
4,767,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成25年2月12日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成25年4月5日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 政党

(1) 国会議員関係政治団体の政党の支部

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類
みどりの風島根県支部	亀井 亜紀子	中川 廣文	出雲市大津新崎町6-2-1	亀井 亜紀子	参議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党島根県参議院選挙区第四支部	島田 三郎	安藤 博国	松江市内中原町140-2-305

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
安部和子後援会	安部 和子	安部 和子	隠岐郡隠岐の島町南方988
池田節子後援会	細川 幸宏	陰山 富士子	松江市雑賀町789
石橋雄一後援会	石橋 雄一	石橋 洋子	隠岐郡隠岐の島町岬町漆谷2067-2 B-S t o m e G a r d e n 103
出雲の未来を啓く会	湯淺 啓史	湯淺 康生	出雲市今市町2077
うるしだに光夫後援会	的場 進	三宅 昭雄	邑智郡邑南町矢上446-4
岸道三後援会	岸 道三	小山 恵里	出雲市芦渡町437
串崎利行後援会	金高 義弘	小池 順治	浜田市弥栄町稲代142
神門至後援会	神門 至	田中 義夫	出雲市斐川町神氷1577-1
古福康雅後援会	藤原 智信	古福 衣代	出雲市大社町修理免466-1
島根県佐藤正久を支える会	金津 任紀	持田 佳郎	出雲市平田町7122
島田三郎後援会	秋田 博紀	今岡 真治	松江市内中原町140-2
清水まさふみ後援会	清水 優文	高畦 政信	邑智郡邑南町矢上1035-4
滝田ひとし後援会	平岡 義己	野掘 邦弘	邑智郡邑南町日貫2622
地域30まつえ	岩本 雅之	梶野 孝彦	松江市西法吉町34-25
寺本淳一後援会	長子 明久	寺本 芳弘	出雲市松寄下町756
中上省三後援会	中上 省三	中上 省三	隠岐郡西ノ島町大字宇賀15
新井まさただ後援会	水元 俊樹	三分一 耕平	松江市灘町1-35-605
錦織伸行後援会	錦織 伸行	小塚 隆訓	松江市寺町200
野津陽正と中国文化を考える会	野津 陽正	野津 陽正	松江市西川津町3401-20
はせがわ修二後援会	長谷川 修二	岩崎 君男	松江市宍道町伊志見261
原田守後援会	原 章博	原田 守	松江市雑賀町227
平野一成後援会	平野 一成	上田 昭弘	邑智郡邑南町下田所906-1
福島教次郎後援会	浅原 譲	福島 和子	邑智郡美郷町村之郷125
ふくしま孝雄後援会	福島 孝雄	福島 武雄	出雲市斐川町神庭616-1
福田晃後援会	福田 晃	半田 知弘	隠岐郡隠岐の島町都万2140-4
宮田ひろし後援会	宮田 博	高本 一博	邑智郡邑南町井原1248-1
森本ひでとし後援会	多久和 英紀	乗本 克己	松江市東出雲町667-1 三菱農機労館内

湯浅けいじ後援会

石橋 正吉

江田 吉弘

出雲市今市町2077

島根県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成25年4月5日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党赤来町支部	事務所の所在地	飯石郡飯南町真木977-1	飯石郡飯南町塩谷591
	代表者	小野 覺	難波 俊司
自由民主党邑智支部	主たる事務所の所在地	邑智郡美郷町浜原421-1	邑智郡美郷町酒谷48
	代表者	品川 光博	景山 良材
	会計責任者	品川 光博	景山 良材
自由民主党江津支部	会計責任者	藤間 義明	藤間 恵太
自由民主党島根県看護連盟支部	会計責任者	黒川 恵美子	松浦 昌代
自由民主党島根県江津市第二支部	会計責任者	藤間 千鶴子	藤間 恵太
自由民主党島根県ときわ会支部	会計責任者	内藤 安夫	長谷川 三樹郎
自由民主党島根県トラック支部	代表者	永井 好輔	山本 洋治
	会計責任者	永井 好輔	山本 洋治
自由民主党伯太支部	代表者	安野 由晃	小松原 満郎
自由民主党匹見町支部	主たる事務所の所在地	益田市匹見町匹見イ243-3 有 限会社源拓工業内	益田市匹見町落合ホ65
自由民主党平田支部	会計責任者	飯塚 俊之	遠藤 栄
民主党島根県総支部連合会	代表者	和田 章一郎	小室 寿明
	会計責任者	角 智子	津森 良治

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
石橋孝義後援会	代表者	高村 洋	花田 浩
井上かつひろ後援会	代表者	石原 道夫	中林 英清
宇津徹男後援会	代表者	岩谷 百合雄	大田 肇雄
大垣てる子後援会	代表者	森山 康弘	小池 吉孝
大谷良治後援会事務所	代表者	妹尾 陽樹	勝部 洋一

万年青会	会計責任者	新 三千雄	小林 健
川島みつまさ後援会	代表者	川島 光雅	福田 賢司
幸福実現党出雲後援会	事務所の所在地	出雲市大塚町691	出雲市大社町修理免703-1
	代表者	三原 修一	竹内 文枝
	会計責任者	池田 節子	三原 修一
幸福実現党島根県本部	会計責任者	細川 幸宏	小柴 克己
幸福実現党浜田後援会	代表者	堀田 正行	佐々本 篤
	会計責任者	池田 節子	堀田 正行
幸福実現党松江後援会	会計責任者	細川 幸宏	陰山 富士子
斎藤菊市後援会	会計責任者	三分一 耕平	橋本 博史
島田三郎後援会	代表者	細田 博之	秋田 博紀
島根県看護連盟	会計責任者	黒川 恵美子	松浦 昌代
島根県産業廃棄物政治連盟	会計責任者	安田 幸伸	尾崎 正人
島根県社会福祉政治連盟	代表者	江口 博晴	今岡 義治
島根県傷痍軍人会同妻の会政治連盟	事務所の所在地	松江市島根町大芦4099	出雲市知井宮町881-4
	代表者	淀森 秋寅	浅津 國男
全国小売酒販政治連盟島根県支部	会計責任者	俵 護	高橋 成知
田中豊昭後援会	事務所の所在地	松江市鹿島町北講武861-3	松江市鹿島町御津510
	代表者	山本 佐太郎	安達 哲也
田淵秀喜後援会	代表者	田中 了	永島 修司
	会計責任者	松本 均	小松原 直樹
藤間恵一後援会	会計責任者	藤間 千鶴子	藤間 恵太
新井まさただ後援会	事務所の所在地	松江市学園南2-6-18	松江市灘町1-31-605
日本共産党安達みつ子後援会	会計責任者	岡崎 久	下寺 養生
日本行政書士政治連盟島根県支部	事務所の所在地	松江市末次町45-1	松江市末次町45-4
萬代ひろみ後援会	事務所の所在地	出雲市姫原1-1-17	出雲市矢野町747-2
	会計責任者	遠藤 秀和	宅和 儀師

島根県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年4月5日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	解散年月日
自由民主党島根県安来市第一支部	平成25年3月18日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	解散年月日
岡田征記後援会	平成25年1月31日
加藤欽也後援会	平成24年11月27日
政経研究会	平成24年12月31日
たかもと勝藏後援会	平成24年12月31日
多久和忠雄後援会	平成24年12月31日
つわの元気会	平成24年12月31日
日本共産党の飯塚てい子後援会	平成24年12月31日
ネットワーク21	平成24年12月31日
花手政勝後援会	平成24年12月27日
樋口忠三後援会	平成24年12月31日
平成会	平成24年12月31日

島根県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成25年4月5日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
川島 光雅	松江市議会議員	川島みつまさ後援会	松江市宍道町昭和120	川島 光雅
岸 道三	出雲市議会議員	岸道三後援会	出雲市芦渡町437	岸 道三
神門 至	出雲市議会議員	神門至後援会	出雲市斐川町神水1577-1	神門 至
清水 優文	邑南町議会議員	清水まさふみ後援会	邑智郡邑南町矢上1035-4	清水 優文
錦織 伸行	松江市議会議員	錦織伸行後援会	松江市寺町200	錦織 伸行
野津 陽正	松江市議会議員	野津陽正と中国文化を考える会	松江市西川津町3401-20	野津 陽正
長谷川 修二	松江市議会議員	はせがわ修二後援会	松江市宍道町伊志見261	長谷川 修二
福島 孝雄	出雲市議会議員	ふくしま孝雄後援会	出雲市斐川町神庭616-1	福島 孝雄
湯浅 啓史	出雲市議会議員	出雲の未来を啓く会	出雲市今市町2077	湯浅 啓史

島根県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成25年4月5日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
岡田 征記	出雲市議会議員	岡田征記後援会	出雲市斐川町求院793	岡田 征記
多久和 忠雄	島根県議会議員	平成会	出雲市灘分町883	多久和 忠雄

田村 友行	浜田市議会議員	ネットワーク21	浜田市旭町今市603-1	田村 友行
-------	---------	----------	--------------	-------

正 誤

平成25年3月29日付け島根県報号外第48号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
5	島根県告示第220号中	安来市広瀬町上山佐2910、29111、2912-1	安来市広瀬町上山佐2910、2911、2912-1